

令和元年度
今治市青少年問題協議会

日 時 令和元年 11 月 26 日 (火) 15 時 00 分
会 場 今治市役所 第 3 別館 4 階 341 会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶

今治市青少年問題協議会

会長 今治市教育長 八木 良二

- 3 委員紹介

- 4 協議事項

- 〔1〕街頭補導・相談状況について（青少年センター）
- 〔2〕少年非行の概況について（今治警察署）
- 〔3〕青少年健全育成について（青少年センター）
- 〔4〕小中学校の現状について（学校教育課）
- 〔5〕その他

- 5 閉会

目 次

今治市青少年問題協議会委員名簿	 1
今治市青少年センター 補導状況	 2
今治市青少年センター 相談事業受理状況	 4
今治市青少年センター 青少年健全育成事業	 5
今治市青少年問題協議会条例	 6
地方青少年問題協議会法	 7

(Memo)



今治市青少年問題協議会委員名簿

役職名	氏 名	区 分	関係機関団体役職名
会長	八 木 良 二	関係行政機関の職員	今治市教育委員会教育長
委員	水 本 誠	関係行政機関の職員	今治警察署長
〃	中 井 清	関係行政機関の職員	今治地区高等学校等 生徒指導連絡協議会会長
〃	河 合 秀 和	関係行政機関の職員	今治市小中学校長会 生徒指導部長
〃	谷 川 勝 美	学 識 経 験 者	今治地区保護司会副会長
〃	渡 辺 仁	学 識 経 験 者	今治青年会議所理事長
〃	結 田 静 夫	学 識 経 験 者	今治市連合自治会副会長
〃	越 智 正 子	学 識 経 験 者	今治市民生児童委員協議会理事
〃	熊 木 勉	学 識 経 験 者	今治市P T A連合会副会長
〃	森 田 悦 子	学 識 経 験 者	今治市連合婦人会副会長
〃	村 上 数 志	学 識 経 験 者	今治市青少年補導委員会会長
〃	村 上 正 親	学 識 経 験 者	今治市青少年団体連絡協議会会長
任 期		平成30年11月1日 ～ 令和2年10月31日 (交替の場合は前任者の残任期間)	

今治市青少年センター補導状況

1 実施状況 令和元年度(4/1～10/31)

(人)

区 分		午 前		午 後		夜 間		計	
		本年	前年	本年	前年	本年	前年	本年	前年
中央補導	一 般	45	58	215	241	382	388	642	687
	学 校			124	97	50	70	174	167
	教育事務所								
海 岸 巡 視		28	32	52	48			80	80
地 区 内 補 導		63	82	220	133	823	834	1,106	1,049
小 計		136	172	611	519	1,255	1,292	2,002	1,983
警 察									
事 務 局		268	274	267	272	102	108	637	654
合 計		404	446	878	791	1,357	1,400	2,639	2,637

(回)

出務回数	海 岸	14	16	26	24			40	40
	地 区 内	14	21	44	32	130	132	188	185
	中央補導	132	137	162	166	48	51	342	354
	計	160	174	232	222	178	183	570	579

(日)

実施日数	海 岸	8	16	14	17			18	21
	地 区 内	11	16	38	30	80	83	108	104
	中央補導	132	137	130	136	48	51	140	141
補導実施日数		146	160	144	151	114	115	177	181

2「愛の一声」をかけたもの 令和元年度（4/1～10/31）

（人）

区分 行為		小学生		中学生		高校生		その他		合計	
		本年	前年	本年	前年	本年	前年	本年	前年	本年	前年
金 品 持 出 し											
金 銭 濫 費											
盛 り 場 徘徊											
夜 遊 び					1						1
不健全 全娛樂	ゲ ー ム 機 等	18	17	263	355					281	372
	パ チ ン コ										
	薬 物 乱 用 お よ び 飲 酒										
不 良 交 友											
危 険 水 泳 具											
危 険 な 遊 び		2		83	25	38	26			123	51
危 険 個 所 出 入 り											
自 転 車 危 険 運 転 (並進・ノーヘル・右側通行等)			2	18	16	64	72			82	90
自 転 車 二 人 乗 り				3	2	9	2		4	12	8
自 転 車 無 灯 火					1	5	20		5	5	26
信 号 無 視 携 帯 し な が ら 運 転		1		1		1	2			3	2
喫 煙											
喫 茶 店 出 入 り											
怠 学 (怠 業)					1	4	18			4	19
合 計		21	19	368	401	121	140		9	510	569

3 今治市青少年センター相談事業受理状況

令和元年度(4/1～10/31)

① 相談方法別

区 分	本年度累計		前年度同期	
	累計	いじめ	累計	いじめ
電 話	16	2	27	1
メール相談	3	2	0	0
来 所	2	0	4	0
訪 問	0	0	0	0
合 計	21	4	31	1

② 対象者別

区 分	本年度累計		前年度同期	
	累計	いじめ	累計	いじめ
未 就 学 児	0	0	0	0
小 学 生	5	2	3	0
中 学 生	9	2	13	0
高 校 生	7	0	14	1
専門学校生	0	0	0	0
有 職 少 年	0	0	0	0
無 職 少 年	0	0	0	0
不 明	0	0	1	0
合 計	21	4	31	1

③ 相談者別

区 分	本年度累計		前年度同期	
	累計	いじめ	累計	いじめ
本 人	8	2	15	0
家 族	12	1	15	1
学 校	0	0	0	0
そ の 他	1	1	1	0
合 計	21	4	31	1
新規人数	9	3	23	1

④ 相談内容別

区 分	本年度累計		前年度同期	
	累計	いじめ	累計	いじめ
家 庭	しつけ・虐待	0	1	
	親子・家族関係	4	8	
	家庭内暴力	0	0	
学 校 内 外	不 登 校	3	4	
	い じ め	4	1	
	ネット被害	0	0	
	人 間 関 係	0	2	
	学習・進路・適性	0	3	
	学校・教師への不信・不満	3	4	
非 行 等	詐欺・スティーカー	0	0	
	喫 煙 ・ 薬 物	0	0	
	家 出 ・ 外 泊	1	0	
	不 良 交 友	0	0	
	窃盗・万引き	0	0	
思 春 期	異 性 交 遊	0	1	
	健 康 ・ 心 身	1	6	
	性 問 題	2	0	
社 会	仕 事	0	0	
	・ 有料・有害サイト	0	0	
	そ の 他	3	1	
合 計	21	31		

青少年健全育成事業

(1) 児童生徒健全育成地域活動事業

市内中学校区を活動単位として、小・中学校及びPTA等が一体となり、その校区の実情に即した研修活動、教育相談活動、地域巡回指導活動、啓蒙活動を行い、児童生徒の健全育成を図った。

(2) 三団合同入団式の開催（令和元年5月19日）

新入団員数	海洋少年団	1名
	ボーイスカウト	11名
	ガールスカウト	2名
	〔計〕	14名

(3) 水の事故防止運動

危険箇所の点検、旗立て、リーフレット、海水浴場の巡視

(4) あたたかい家庭づくり運動

毎月第3日曜日を家庭の日として、家族で話し合いの場を持つなどあたたかい家庭づくり運動を展開した。

※あたたかい家庭づくり運動／児童・生徒作品展

平成31年3月2・3日 旧今治小学校屋内運動場 総数736点

(5) 青少年の自覚を高める運動（少年式）

平成31年2月4日（月）（中学2年生）

(6) 今治市青少年健全育成推進事業

青少年健全育成を目的とした社会教育関係の団体等が事業を実施するものに対し、その必要経費の一部を助成し、事業を推進した。

今治市青少年問題協議会条例

○今治市青少年問題協議会条例

平成17年1月16日
条例第18号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号。以下「法」という。)第1条の規定に基づき、今治市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務及び意見の具申)

第2条 協議会の所掌事務及び意見の具申については、法第2条に規定するところによる。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員20人以内で組織する。

2 会長及び委員は、関係行政機関の職員及び学識経験者等のうちから市長が委嘱する。

3 関係行政機関の職員のうちから任命された会長及び委員の任期は、当該職にある期間とし、その他の会長及び委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の会長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員(会長を含む。)の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年1月16日から施行する。

附 則(平成26年3月26日条例第4号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

地方青少年問題協議会法

○地方青少年問題協議会法

(昭和二十八年七月二十五日)
(法律第八十三号)

青少年問題協議会設置法をここに公布する。

地方青少年問題協議会法

(昭四一法一六・平一一法一〇二・改称)

(設置)

第一条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会(特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。)(以下「地方青少年問題協議会」と総称する。)を置くことができる。

(昭四一法一六・全改、平一一法一〇二・旧第五条繰上・一部改正)

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(昭四一法一六・全改、平一一法一〇二・旧第六条繰上・一部改正)

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(昭四一法一六・一部改正、平一一法一〇二・旧第七条繰上・一部改正、平二五法四四・一部改正)

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(昭四一法一六・全改、平一一法一〇二・旧第八条繰上・一部改正)

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(昭三七法七七・一部改正、平一一法一〇二・旧第九条繰上)

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

(昭四一法一六・一部改正、平一一法一〇二・旧第十条繰上・一部改正)

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。